# 兵庫医科大学 教育利益相反ポリシー

#### はじめに

臨床研究における利益相反の管理に関しては、厚生労働省・文部科学省・学会などによってその取り組みが推進されているが、医療専門職教育における利益相反に関しては明確な基準が存在しない。兵庫医科大学は医療専門職者養成機関ならびに研究、診療の拠点として社会から高い信頼性を受けていることを自覚し、医療者教育活動においても公平・公正であり高い透明性を保つ必要がある。そこで以下に兵庫医科大学教育利益相反ポリシーを定める。

## 利益相反の定義

利益相反とは、「主要な利益(primary interest)に関する専門職としての動機・判断・行為が、副次的な利益(secondary interest)によって不当に影響を受ける可能性が発生する一連の状況」と定義される。一般に、主要な利益には教育の質、患者の福利、研究の公正性などがあり、副次的利益には経済的利得、個人的業績、学習者からの感謝欲求、責任回避、隠蔽、人員確保の欲求、学問的好奇心などがある。利益相反管理の目的は、副次的利益が主要な利益に関する専門職としての動機、判断、行動に不当に影響する可能性を最小限にし、その結果としての学習者・一般市民そして大学への不利益を未然に防ぐことである。

### 教育

- 1) 兵庫医科大学は、教職員ならびに学生を含むすべての構成員に、利益相反とその管理についての教育を行う。
- 2) 兵庫医科大学教職員は、教育利益相反ポリシーを遵守する。
- 3) 全ての教職員ならびに教育に関わる医療専門職者は、自らが利益相反に関するロールモデルであることを認識する必要がある。不適切な利益相反管理を学習者が肯定的に捉える危険性に注意すべきである。
- 4) 教職員は教育ならびにその評価を公平・公正に実施し、一部の学習者が不当に利益を得ることがあってはならない。試験問題についての情報漏洩は厳に注意すべきである。
- 5) 医学・薬学・看護学・リハビリテーション学の教育内容はモデル・コア・カリキュラムに 原則準拠し、医療の進歩、最新の研究、社会からの要請などを適切に反映したものでな くてはならない。
- 6) 教員による自己の研究内容の紹介は、学生の研究に対するモチベーション向上を目的とし、過大であってはならない。また教育者自身が開発した教材を教育に使用する場合は使用が妥当で適切でなければならない。
- 7) 教員の2親等以内の親族が学生として在籍している場合は、公平・公正の原則を特に遵守して教育にあたるとともに、原則として評価ならびに進級・卒業判定等には関与してはならない。ただし、科目等の教育において必要性が認められる場合は、教務委員会・

教育委員会に報告し、評価については第三者を交えて透明性を確保して実施しなければ ならない。

なお、全国共用試験ならびに国家試験等については、その基準に準ずる。

#### 学生を対象とする研究

- 1) 研究への参加の有無が、学生や研修医等、学習者への評価に影響してはならない。
- 2) 研究が学習者評価と関連しないことを、あらかじめ対象となる学習者に文書で説明する。
- 3) 研究が学習者評価と関連しないように具体的な対応を取る。
- 4) 学生や研修医等、学習者を対象に研究を実施する場合は、十分な説明と同意が書面で行われたとしても、常に無言の強制力が働くことを認識し、学習者の自発性が十分に確保されるように配慮する

## 入試

- 1) 兵庫医科大学はアドミッションポリシーを定め、入学選抜の方法、求める人材などを明確にし、客観性の原則に基づいて入学試験を実施する。
- 2) 教職員は試験問題を含めすべての入試に関する情報、受験生の個人情報などを外部に漏洩してはならない。
- 3) 教職員の2親等以内の親族が受験する可能性がある場合には、原則として入試の出題・ 採点、入試業務全般に関与しない。

#### 営利企業との関係

- 1) 原則、営利企業からの贈答品(製品に関する説明資料を除く)ならびに飲食物の提供を 受けない。特段の妥当な理由があり、贈答品もしくは飲食物の提供があった場合は、所 属機関がその内容及び金銭的価値を把握し、必要に応じて公開・報告する。
- 2) 営利企業担当者による大学への訪問は、原則、医療専門職教育責任者・診療部門責任者・ その他の部門の教育責任者が診療・教育において妥当性があると判断した場合、ならび に同責任者から企業担当者に依頼した場合に限定する。
- 3) 営利企業から医薬品・医療機器に関する説明を受ける際には、営利企業担当者の説明に 偏りがある可能性を認識し、教育担当者は情報の偏りの可能性の検討・健全な批判的態 度の維持に関する教育を行う。学生・研修医は、指導医の同席なしに、営利企業から医 薬品・医療機器に関する説明を受けない。
- 4) 営利企業が主催・共催・後援する教育行事の企画・運営に関与する場合は、学術的な内容を吟味し、医薬品・医療機器の選択判断への影響を必要最小限にする。営利企業の依頼によるその営利企業の製品に焦点を当てた講演や教育活動、その営利企業の製品の販売促進を目的した教育活動は、原則行わない。
- 5) 教育プログラムの構築において営利企業の影響が及ばないよう、教育責任者自らがプロ

グラムを作成し、寄附金等の受け入れにより教育プログラムの内容が影響されないようにする。営利企業担当者が講師となる場合は、事前にその必要性や妥当性を検証する。

- 6) 営利企業発行の教材の購入を学生に正当な理由なしに強制してはならない。
- 7) 就職の斡旋について営利企業や医療機関からの金品の授受・利益の授受を行わない。

## 附則

- 1) 上記ポリシーの遵守については全教員ならびに教育担当職員は誓約書を提出する。
- 2) 上記ポリシー遵守の実務は教務委員会、教育委員会、アドミッションセンター、キャリアデザインセンター等で行い、大学運営会議で審議し、違反者には学長が処分を行う。

2022年4月1日